厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

資料２

第１７回
トラック運輸における取引環境・労働時間改善　長崎地方協議会

令和８年３月10日

長崎労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

道路貨物運送事業者に対する労働基準監督署による指導状況

運転時間に関して指導を行った事業場の割合は低下しているが、拘束時間・休息期間に関して指導を行った事業場の割合は依然として高い傾向が見られる。

指導を行った事業場の割合（%）（指導件数／監督件数）	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
総拘束時間（1年、1ヶ月）	18.2%	12.5%	45.5%	34.3%	**51.6%**
最大拘束時間（1日）	54.5%	56.3%	68.2%	48.6%	**67.7%**
休息期間	45.5%	56.3%	54.5%	37.1%	**51.6%**
最大運転時間	45.5%	31.3%	45.5%	34.3%	**25.8%**
連続運転時間	54.5%	50.0%	40.9%	22.9%	**25.8%**

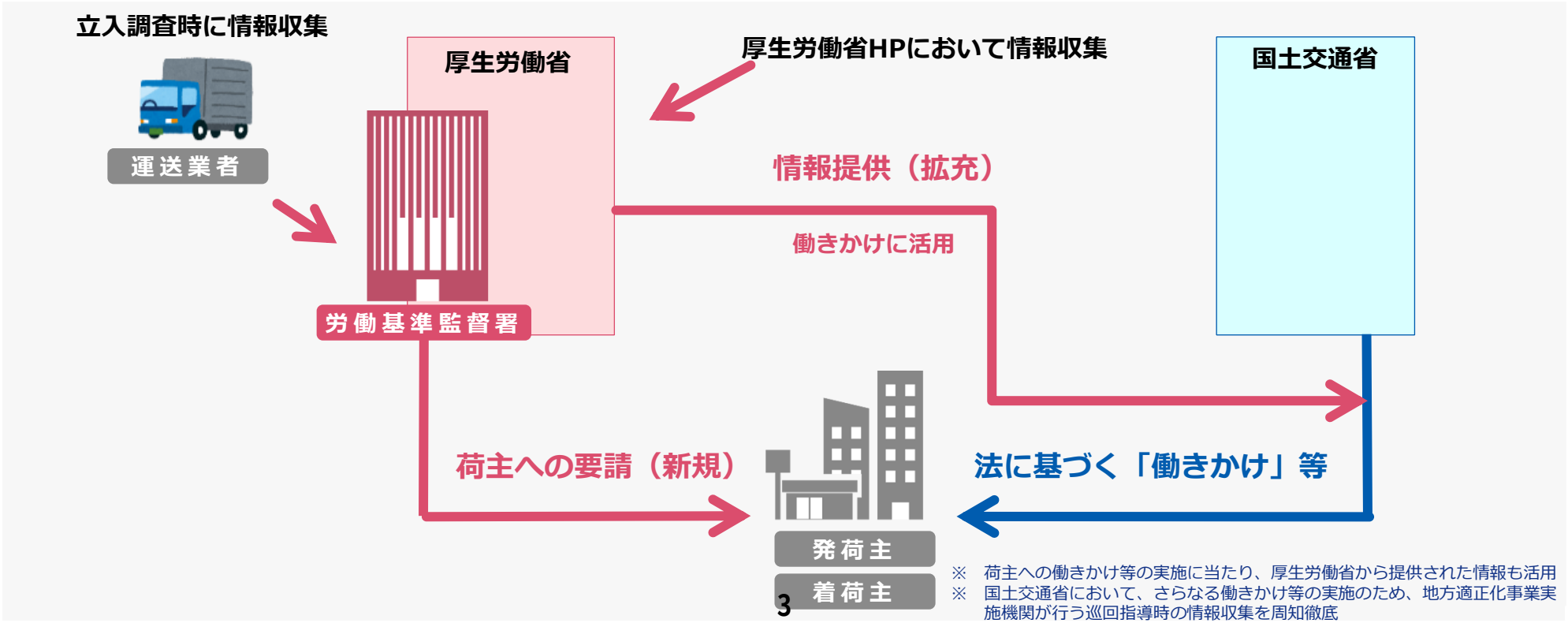
労働基準監督署による荷主への要請について（トラック）

労働基準監督署による要請（令和４年12月23日～）

- **荷主企業に対し、労働基準監督署から配慮を要請**
 （要請の内容）長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。
 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。

	令和４年12月～令和７年６月
実施件数	22,417件

- 対象企業選定にあたり、**厚生労働省HPや立入調査時に収集した情報**を活用 ⇒ **国土交通省にも情報提供**



※ 荷主への働きかけ等の実施に当たり、厚生労働省から提供された情報も活用
※ 国土交通省において、さらなる働きかけ等の実施のため、地方適正化事業実施機関が行う巡回指導時の情報収集を周知徹底

労働基準監督署による荷主への要請（トラック）

- 賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃を支払うことを周知している（「標準的運賃」の周知）。
- 令和６年３月22日に改正された「標準的運賃」 及び 「標準運送約款」 が告示され、「標準的運賃」は８％上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化された。
- 令和６年５月15日にいわゆる物流法が改正され、荷待ち時間等の削減に新たな努力義務が課されることを周知している。

発着荷主等に対する要請時に配布するリーフレット　「ＳＴＯＰ！　長時間の荷待ち」


荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP!
長時間の荷待ち

物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

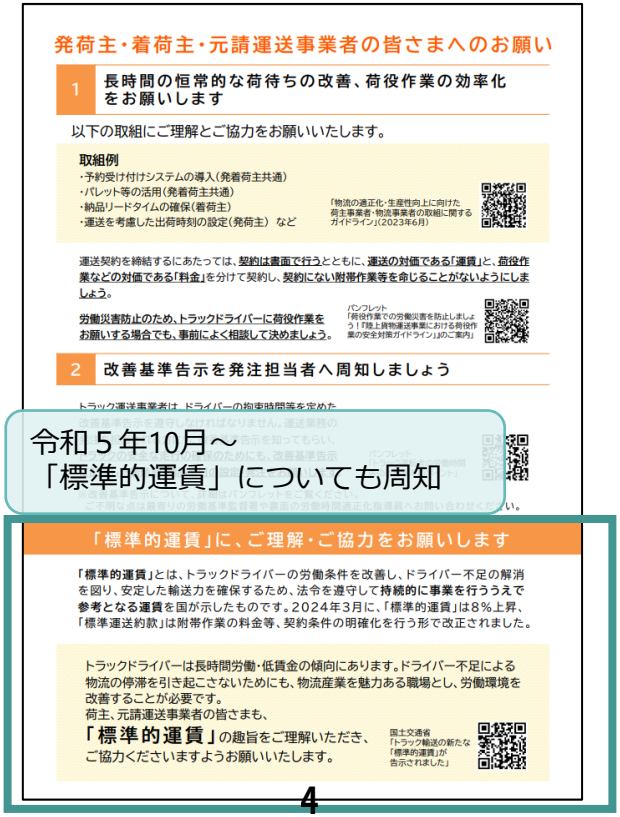
トラックドライバーの拘束時間の内訳

出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査（R2）」

トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら▼
トラックポータルサイト
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!


発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例
・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
・パレット等の活用（発着荷主共通）
・納品リードタイムの確保（着荷主）
・運送を考慮した出荷時刻の設定（発荷主） など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年6月）

運送契約を締結するにあたっては、契約は書面で行うとともに、運送の対価である「運賃」と、荷役作業などの対価である「料金」を分けて契約し、契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット「荷役作業での労働災害を防止しましょう！「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」」のご案内

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた

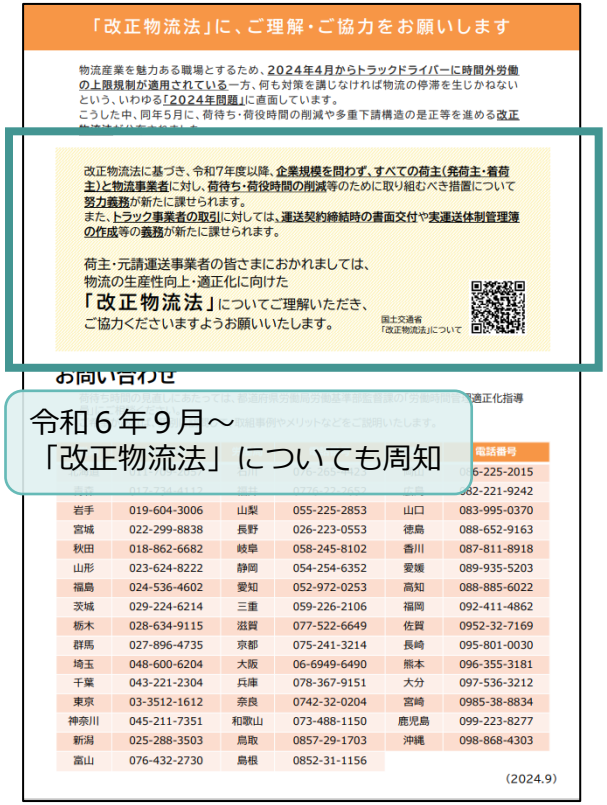
令和５年10月～
「標準的運賃」についても周知

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して持続的に事業を行ううえで参考となる運賃を国が示したものです。2024年３月に、「標準的運賃」は８％上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。
荷主、元請運送事業者の皆さまも、
「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」


「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年４月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。
こうした中、同年５月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正

改正物流法に基づき、令和7年度以降、企業規模を問わず、すべての荷主（発荷主・着荷主）と物流事業者に対し、荷待ち・荷役時間の削減等のために取り組むべき措置について努力義務が新たに課せられます。
また、トラック事業者の取引に対しては、運送契約締結時の書面交付や実運送体制管理簿の作成等の義務が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、物流の生産性向上・適正化に向けた
「改正物流法」についてご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省「改正物流法」について

令和６年９月～
「改正物流法」についても周知

お問い合わせ

適正化指導

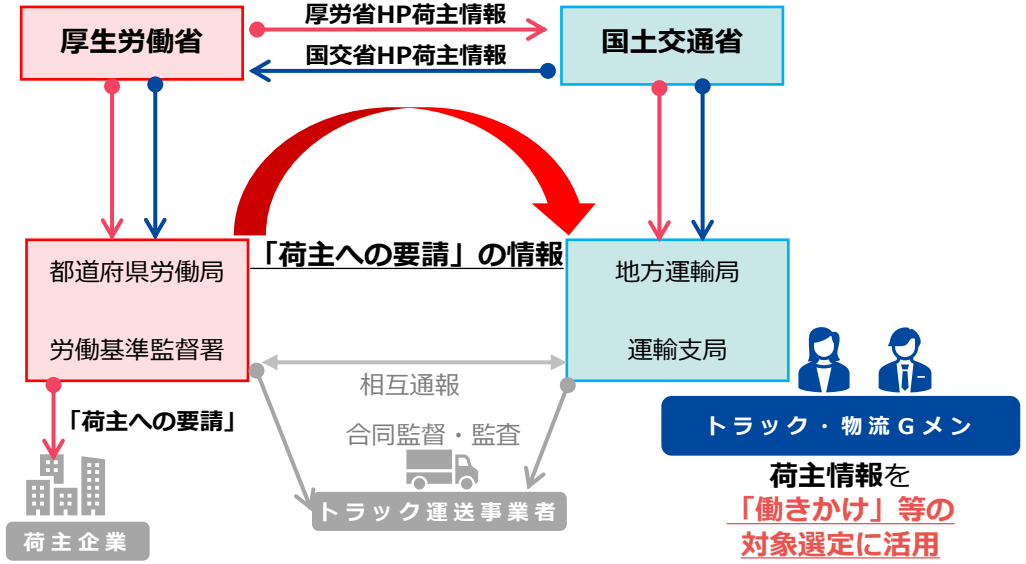
					電話番号
					6-225-2015
					82-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

(2024.9)

「トラック・物流Ｇメン」（国土交通省）との連携

①荷主情報提供の運用

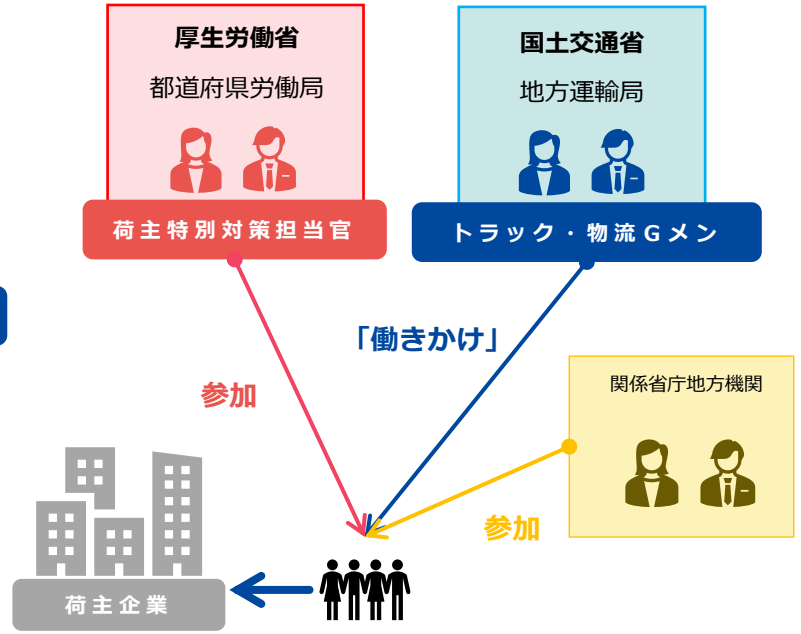
- 国土交通省へ荷主情報提供
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、**「荷主への要請」を実施した荷主の情報**を、広く国土交通省に提供し、**「トラック・物流Gメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用**



②トラック法に基づく「働きかけ」の連携

荷主企業に対し、

- **国土交通省のトラック・物流Ｇメン＋関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」**
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる場合は、**都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加**



③「標準的な運賃」の周知

労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく**「標準的な運賃」も周知**

拡充 働き方改革推進支援助成金

令和８年度当初予算案　101億円（92億円）　※（　）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○実施主体：都道府県労働局　　○令和６年度支給件数　4,283件

○　生産性向上に向けた設備投資等の取組に係る費用を助成し、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主を支援。
○　建設業、自動車運転者、医師等のほか、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」で指摘される情報通信業や宿泊業等も含め、特に時間外労働が長い業種等に対しては引き続き手厚い支援を実施。

2 事業の概要・スキーム

※　成果目標の達成状況に基づき、各助成上限額を算出するものであるが、選択する成果目標によってその助成上限額（最大値）が異なる。

コース名		成果目標		助成上限額※１、※２（補助率原則3/4（団体推進コースは定額））
業種別課題対応コース （長時間労働等の課題を抱える業種等を支援するため、労働時間の削減等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）	**建設事業**	①～⑥の何れかを１つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 所定外労働時間の削減 ③ 年休の計画的付与制度の整備 ④ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備 ⑤ 新規に９時間（※）以上の勤務間インターバル制度を導入 ※ 自動車運転の業務、医業に従事する医師は10時間以上 ⑥ 所定休日の増加 ⑦ 医師の働き方改革の推進	①：**250**万円（月80H超→月60H以下）等 ②：**100**万円（10H以上）等 ③：　**25**万円 ④：　**25**万円 ⑤：**170**万円（11H以上）等 ※自動車運転の業務、医業に従事する医師 **150**万円（11H以上）等 ※建設事業、砂糖製造業、その他 ⑥：**100**万円（４週４休→４週８休）等 ⑦：　**50**万円
	自動車運転の業務	①～⑤の何れかを１つ以上		
	医業に従事する医師	①～⑤又は⑦の何れかを１つ以上		
	砂糖製造業 （鹿児島県・沖縄県に限る）	①～⑤の何れかを１つ以上		
	その他長時間労働が認められる業種	①～⑤の何れかを１つ以上		
労働時間短縮・年休促進支援コース （労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主に助成）		①～③の何れかを１つ以上	① 36協定の月の時間外・休日労働時間数の削減 ② 年休の計画的付与制度の整備 ③ 時間単位の年休の整備及び特別休暇の整備	①：**150**万円（月80H超→月60H以下）等 ②：　**25**万円 ③：　**25**万円
勤務間インターバル導入コース （勤務間インターバル制度を導入する中小企業事業主に対し助成）		新規に９時間以上の勤務間インターバル制度を導入		勤務間インターバルの時間数に応じて、以下のとおり設定 ・９～11H：**100**万円　・11H以上：**150**万円
取引環境改善コース（仮称） （荷待ち・荷役時間の短縮に向けた取組を行う荷主等の集団に対し助成）		荷主等により構成される集団が、構成員である運送事業者の荷待ち・荷役時間の短縮に効果を上げること		上限額：**100**万円
団体推進コース （傘下企業の生産性の向上に向けた取組を行う事業主団体に対し助成）		事業主団体が、傘下企業のうち１/2以上の企業について、その取組又は取組結果を活用すること		上限額：**500**万円

○　**助成対象となる取組（生産性向上等に向けた取組）**：①就業規則の作成・変更、②労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）、③外部専門家によるコンサルティング、④労務管理用機器等の導入・更新、⑤労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新、⑥人材確保に向けた取組
（取引環境改善コースは、①好事例の周知、普及啓発、②セミナーの開催、③巡回指導、相談窓口の設定、④労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新　等）
（団体推進コースは、①市場調査、②新ビジネスモデルの開発、実験、③好事例の周知、普及啓発、④セミナーの開催、⑤巡回指導、相談窓口の設置　等）

○ **加算制度あり**（※取引環境改善コース及び団体推進コースを除く）
<賃金引き上げ> 賃金を引き上げた労働者数及び企業規模に応じて、助成金の上限額に加算（３%以上：**6**万円～最大**60**万円、５%以上：**24**万円～最大**480**万円、７%以上：**36**万円～最大**720**万円）。
<割増賃金率引き上げ> ①割増賃金率を法定より５%以上引き上げた場合、助成金の上限額を**25**万円加算。
②１か月45時間超60時間以内の時間外労働に対する割増賃金率を50%以上に引き上げる等、一定の要件を満たした場合には、助成金の上限額を**100**万円加算。

令和8年度当初予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

生産性向上（設備・人への投資等）や、非正規雇用労働者の処遇改善、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の「賃上げ」を支援。　（※下線部＝Ｒ８当初予算案における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

拡充

業務改善助成金　【21億円】
※令和７年度補正予算額352億円

最低賃金の引上げに対応するため、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成

- 助成率の区分を見直し、賃金引上げ額を３コース制に再編、募集時期の重点化、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業場から事業場内最低賃金が令和８年度地域別最低賃金未満の事業場に対象を拡充

拡充

働き方改革推進支援助成金　【101億円】

労働時間削減等に向けた環境整備のために**外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施**し、改善の成果を上げた場合に助成

- 小規模の企業における賃上げ支援を強化するため、対象労働者の現行の賃金額を**５%又は７%増加させた場合**の加算額を拡充

拡充

人材開発支援助成金（人材育成支援コース・人への投資促進コース・事業展開等リスキリング支援コース）　【533億円】

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための**職業訓練等を実施**した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成

- 事業展開等リスキリング支援コースにつき、訓練修了後、**労働者が訓練によって得た知識及び技能を活用し生産性向上を図ることのできる機器・設備等を購入した場合**に助成（中小企業のみ対象）

拡充

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）　【18億円】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成

- 対象労働者の賃金を５%以上増加させた場合の加算に加え、**①雇用環境を整備し対象労働者の賃金を７%以上増加させた場合の加算、②雇用管理に困難を抱える事業所が対象労働者の賃金を３%以上増加させた場合の加算を新設**

非正規雇用労働者の処遇改善

拡充

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）　【554億円】

①**非正規雇用労働者を正社員転換**し、従前よりも**賃金を３%以上増加させた**場合（正社員化コース）、②**非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を３%以上増額改定**し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成

- 正社員化コースにつき、**非正規雇用労働者に係る情報開示**を新たに行った場合の加算措置の創設

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）【9.5億円】

事業規模の縮小等により離職を余儀なくされた者を早期に雇い入れたうえで、賃金を**雇入れ前と比較して５%以上上昇**させた事業主に助成

拡充

早期再就職支援等助成金（中途採用拡大コース）【10億円】

賃金上昇を伴う中途採用者の雇用拡大を図る事業主に助成

- 中途採用を拡大し、雇入れた中途採用者の賃金を、**雇入れ前の賃金と比較して５%以上上昇**させた場合に助成するほか、生産性の向上や**会社全体の賃金の底上げ**に取り組む場合に加算措置を実施

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【１億円】

在籍型出向を活用して労働者のスキルアップを行うとともに、出向復帰後の賃金を**出向前と比較して５%以上上昇**させた場合に、出向元事業主及び出向先事業主に対し助成

長崎労働局長が長崎運輸支局長と合同でベストプラクティス企業を訪問しました

長崎労働局（局長　倉永　圭介（くらなが　けいすけ））では、毎年 11 月の「過労死等防止啓発月間」に合わせて実施する「過重労働解消キャンペーン」の一環として、地域において長時間労働削減に向けて取り組んでいる企業を「ベストプラクティス企業」として局長自ら訪問し、取組事例を収集するとともに、広く紹介しています。

令和７年度は、九州運輸局長崎運輸支局の大上（おおうえ）支局長と合同で、株式会社エレナ東彼杵第二 MD センターを訪問し、①荷主企業、②物流管理を担う TPL 企業（※）、③倉庫業務及び各店舗へのトラック輸送業務を担う企業グループの３者の協力によるトラックドライバーの労働時間削減などの取組について、お話を伺いました。

※　TPL とはサードパーティ・ロジスティクス（Third Party Logistics）の略で、荷主企業から物流業務を包括的に受託するサービスをいい、このサービスを実施している企業を TPL 企業といいます。

【訪問日時】令和７年 12 月 11 日（木）14:00～15:00
【訪問先】株式会社エレナ　東彼杵第二 MD センター（東彼杵郡東彼杵町）
【行政機関参加者】
長崎労働局長　　倉永　圭介
長崎運輸支局長　大上　圭
【企業参加者】
株式会社エレナ（スーパーマーケット等を展開する荷主企業）
株式会社日本アクセス（各店舗への商品供給に関する物流管理を担う TPL 企業）
丸野グループ（倉庫業務及び各店舗へのトラック輸送業務を担う企業グループ）

＜写真：東彼杵第二 MD センター＞



＜写真：訪問の様子＞





【東彼杵第一 MD センター、第二 MD センターの概要】

東彼杵第一 MD センター、第二 MD センターは、長崎県・佐賀県に展開するスーパーマーケット「エレナ」の全店舗に向けた商品を仕入先である食品メーカー等から入荷、保管し、店舗側からの発注内容に応じて商品の仕分け・梱包などを行い、トラックで配送する役割を担う物流システム拠点です。

第一 MD センターは常温品、第二 MD センターは冷蔵品・冷凍品を取り扱っており、両センターでは 1 日当たり延べ約 75 便のトラックを運行しています。

株式会社エレナからの委託に基づき、株式会社日本アクセスが TPL 企業として両センターの設備を提供するとともに物流システムの管理運営を担い、株式会社日本アクセスからの委託に基づき、丸野グループが倉庫業務及びトラック輸送による配送業務を担っています。

＜写真：株式会社エレナの皆様＞



（写真中央）株式会社エレナの皆様
（写真右）大上長崎運輸支局長
（写真左）倉永長崎労働局長

【トラックドライバーの労働時間削減などに向けた主な取組】

第一 MD センター、第二 MD センターでは、以下のような取組が行われています。

1　週２回の休配日の設定

第一 MD センターは、従来年間 365 日稼働していましたが、同センターへの商品入荷量の抑制、トラック便数の集約などにより令和６年７月から毎週水曜日を休配日に設定。さらに令和７年３月からは毎週土曜日も休配日とし、倉庫業務・配送業務を週に２日削減しました。

2　店舗への到着時刻指定の緩和

店舗へのトラックの到着時刻について、指定時刻の前後 30 分以内とするルールを運用していましたが、店舗側の協力により、店舗の閉店時間帯に到着するトラックについては、到着時刻の指定をなくしました。

3　発注データの締切時刻の前倒し

店舗側の協力により、店舗から両センターに送られる発注データの締切時刻の前倒しを行い、両センターでの仕分け業務を早い時刻から開始できるようにすることで、時間外労働の発生を抑制しました。

4　商品発注単位の見直し

店舗からの商品発注の単位を、バラからボール単位、ケース単位といった大きな単位に見直すことで、仕分け作業に要する時間を削減しました。

＜写真：株式会社日本アクセスの皆様＞



（写真中央）株式会社日本アクセスの皆様
（写真右）大上長崎運輸支局長
（写真左）倉永長崎労働局長

【取組の効果】

上記の取組により、倉庫業務について年間約 15,000 時間、配送業務について年間約 8,000 時間の労働時間の削減につながりました。

また、毎週水曜日及び土曜日を休配日とすることで、ドライバーや倉庫業務担当者が決まった曜日に休めるようになり、人材の確保及び定着に関してもメリットがありました。

【取組の背景と３者協力の実現】

株式会社エレナ、株式会社日本アクセス、丸野グループの３者が協力して上記の取組を進めている背景には、2024 年４月からトラックドライバーの時間外労働に年間 960 時間の上限規制が設けられたこと（いわゆる 2024 年問題）や、トラックドライバーを始めとする働き手の確保が難しくなっていること、燃料費等のコストが増大していることなどがあります。

「将来にわたって持続可能な物流や店舗運営の在り方を、いま考える必要がある。」いわゆる 2024 年問題に直面する中で、こうした危機意識が３者で共有され、協力して取り組む方針が確認されました。

倉庫業務・配送業務の現場から見えた課題を出発点として、各当事者が以下のように取組を進め、改善策を実施しました。

◆丸野グループ：倉庫業務・配送業務における課題の抽出、改善策の提案
◆株式会社日本アクセス：TPL 企業として有する物流改善ノウハウ（※）の提供、改善策の実現に向けた仕入先企業及び株式会社エレナとの調整
◆株式会社エレナ：配送サイクル、配送時間などの変更に合わせた店舗運営の見直

し

更なる効率化に向けて、３者の協力による取組は、現在もなお検討が続けられています。

※　経済産業省サプライチェーンイノベーション大賞 2024 優秀賞を受賞した各種知見など

＜写真：丸野グループの皆様＞



（写真中央）丸野グループの皆様
（写真右）大上長崎運輸支局長
（写真左）倉永長崎労働局長

【最後に】

長時間労働の改善には、①業務の量的な偏り、時期的な波に合わせた労働時間制度の運用や人員体制の最適化、②生産性向上を通じた省力化、③業務フローの見直しによる業務の量的・時期的偏りの平準化などが重要であり、今回の取組事例のように、顧客や取引先企業の理解と協力が鍵になります。

長崎労働局では、長時間労働の改善に向けて、サプライチェーン（※）全体で協力の輪が広がるよう、関係機関と連携しつつ、引き続き取組を進めてまいります。

※　サプライチェーンとは、製品の原材料・部品の調達から販売に至るまでの一連の流れをいいます。